

ID: 298

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例 第13条第1項(第14条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	昭和40年条例第13号
【根拠条文】 (使用料等の減免) 第13条 市長は、法第5条第1項、第6条第1項若しくは同条第3項又はこの条例第4条第1項、同条第3項若しくは第9条の2の許可を受けた者がその責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為をすることができなくなつた場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。 2 前項の規定は、第9条の2の許可を受けた者に係る利用料金の全部又は一部を免除する場合に準用する。この場合において、同項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「その他市長が必要と認める場合においては」とあるのは「又は市長が定めた基準に該当する場合その他市長の承認を得た場合は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 【基準】 根拠条文及び芦屋市都市公園条例施行規則第13条の規定による。 (使用料の減免) 第13条 条例第13条に規定するその他市長が必要と認める場合は、次の各号に掲げる有料公園施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とする。 (1) 駐車場以外の有料公園施設 ア 市が主催して事業又は行事を行うとき。 イ 市立学校園が全校行事を行うとき。 ウ 市が育成する公共的団体が設立目的遂行のため事業又は行事を行うとき。 エ その他市長が特に必要と認めるとき。 (2) 駐車場 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が駐車場を利用するとき。ただし、当該駐車場を設置する都市公園の有料公園施設を利用する場合に限る。 イ その他市長が特に必要と認めるとき。 2 前項の減免を受けようとする者は、同項第1号の規定による場合にあつてはあらかじめ減免申請書により申請し、同項第2号アの規定による場合にあつては使用する駐車場に隣接する有料公園施設の供用時間内に当該有料公園施設において身体障害者手帳、精神障害者保	

健福祉手帳若しくは療育手帳又はこれらの交付を受けていることが確認できる書類等を提示しなければならない。

標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日